

第12回八幡市農業委員会議事録

令和3年7月5日（月） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和3年7月5日開催の第12回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （古里 治彦） _____

署名委員 （猪飼 美和子） _____

案 件

議案第34号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第35号 農地法第5条許可申請審議の件

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席

吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	西村 忠雄	高井 賢治	關西 保博
小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智	

欠 席

吉川 栄樹

事務局

小西 道宏	小坂 富美子	梶浦 靖人
-------	--------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今より、第12回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時5分から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号 6番 古里 治彦 委員と議席番号
7番 猪飼 美和子 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第34号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。
議 長	それでは、事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 八幡石不動、地目は畑、面積3,983㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 八幡石不動、地目は畑、面積314㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 外1名、譲受人 ○○ ○○氏 譲受人である○○ ○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機 具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、7月1日に部会を開催し、審議した結果、 部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第34号 農地法第3条許可 申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に、「議案第35号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題とい たします。 上津屋西久保の案件については、○○○○委員に関係がありますの

	<p>で、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p> <p>事務局 (事務局 朗 読)</p> <p>申請物件の所在 上津屋西久保、地目は田、面積899㎡ 外18筆 (合計 9,926.3㎡)</p> <p>譲渡人 〇〇 〇〇氏 外10名</p> <p>譲受人 株式会社〇〇〇〇</p> <p>転用目的 露天駐車場及び資材置場</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市道に接道している農地につきましては、市街化調整区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。(3種農地)</p> <p>また、市道に接道していない農地につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。(2種農地)</p> <p>議 長 ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p> <p>農地転用部会長 ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p> <p>議 長 農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p> <p>委員一同 (委員一同 異議ナシ)</p> <p>議 長 「異議ナシ」でございますので、「議案第35号 農地法第5条許可申請審議の件」の上津屋西久保の案件につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。 〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>議 長 次に、「議案第35号 農地法第5条許可申請審議の件」の下奈良下三床及び戸津蜻蛉尻の案件を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
--	---

事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>申請物件の所在 下奈良下三床、地目は田、面積601㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 転用目的 露天貸駐車場</p> <p>申請物件の所在 下奈良下三床、地目は田、面積1,652㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 転用目的 露天貸駐車場</p> <p>申請物件の所在 戸津蜻蛉尻、地目は田、面積1,041㎡ 外2筆 (合計 4,508㎡) 賃貸人 ○○ ○○氏 賃借人 株式会社 ○○○○ 転用目的 露天資材置場</p> <p>(法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。 (2種農地)</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第35号 農地法第5条許可申請審議の件」の下奈良下三床及び戸津蜻蛉尻の案件につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 最後に何かございますか。 無いようでございますので、これをもちまして、第12回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>